

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（20210203保局第1号）新旧対照表

（次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改正後	改正前
<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について</p> <p>制定 令和3年2月25日 20210203保局第1号 改正 令和3年6月18日 20210531保局第5号 <u>令和5年3月30日 20230320保局第1号</u></p>	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について</p> <p>制定 令和3年2月25日 20210203保局第1号 改正 令和3年6月18日 20210531保局第5号</p>
<p>44. ガスメーターの機能</p> <p><u>規則関係条項 第18条第22号イ、第44条第2号イ(12)(i)</u></p> <p>ガスメーターの機能は、次の基準のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1. [略]</p> <p>2. ガスメーターは、次の規格に適合するもの又はこれらと同等以上のものであること。 <u>KHKS0751 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置基準</u></p>	<p>44. ガスメーターの機能</p> <p><u>規則関係条項 第18条第22号イ、第44条第2号イ(12)(i)</u></p> <p>ガスメーターの機能は、次の基準のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1. [略]</p> <p>2. ガスメーターは、次の規格に適合するもの又はこれらと同等以上のものであること。 <u>(1) KHKS0726 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(Ⅱ型)基準</u> <u>(2) KHKS0728 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(L型)基準</u> <u>(3) KHKS0733 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(S型)基準</u> <u>(4) KHKS0737 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(SB型)基準</u> <u>(5) KHKS0741 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(E型・EB型)基準</u> <u>(6) KHKS0742 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(S4型)基準</u> <u>(7) KHKS0743 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(E4型)基準</u></p>

4 5. 末端ガス栓と燃焼器を接続するための硬質管等の材料及び構造

規則関係条項 第44条第1号ル

末端ガス栓と燃焼器を接続するための硬質管、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（以下単に「低圧ホース」という。）、燃焼器用ホース及びゴム管の性能、並びにガス栓又は燃焼器と金属フレキシブルホース、低圧ホース、燃焼器用ホース又は迅速継手型接続具を接続したゴム管を接続する際に用いる接続具の材料及び構造は、次の基準によるものとする。

1. 硬質管

(1) 金属管の材料及び構造

- ① [略]
- ② 末端ガス栓及び燃焼器との接続部のねじは、J I S B 0 2 0 3 管用テーパねじの規格に適合するものであること。

(2) 金属フレキシブルホースの材料及び構造

- ①～④ [略]
- ⑤ 継手部分の構造は、次の(i)～(iv)によること。
 - (i) J I S B 0 2 0 3に規定する管用テーパねじ
 - (ii) J I S B 0 2 0 5—4に規定するメートル細目ねじ
 - (iii) J I S B 0 2 0 8に規定するユニファイ細目ねじ
 - (iv) J I S K 6 3 5 1 図6に規定するTU継手又は図B. 1に規定するTUおねじ先端部

2. [略]

3. 燃焼器用ホースの材料及び構造

(1)～(2) [略]

(3) 継手部分の構造は、次の①から③のいずれかによること。

- ① 次の(i)から(v)に定める基準に適合する迅速継手
 - (i) 形状及び寸法は、高圧ガス保安協会基準KHKS0721 附属書2、附属書3 又は附属書4に掲げる接続部の図に示すとおりであること。
 - (ii)～(iv) [略]
 - (v) 燃焼器用ホースの出口側に取り付けられた迅速継手は、プラグとソケットを外した場合に上流側に位置するプラグ又はソケットからの液化石油ガスの流出を自動的に遮断する機能を

4 5. 末端ガス栓と燃焼器を接続するための硬質管等の材料及び構造

規則関係条項 第44条第1号ル

末端ガス栓と燃焼器を接続するための硬質管、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（以下単に「低圧ホース」という。）、燃焼器用ホース及びゴム管の性能、並びにガス栓又は燃焼器と金属フレキシブルホース、低圧ホース、燃焼器用ホース又は迅速継手型接続具を接続したゴム管を接続する際に用いる接続具の材料及び構造は、次の基準によるものとする。

1. 硬質管

(1) 金属管の材料及び構造

- ① [略]
- ② 末端ガス栓及び燃焼器との接続部のねじは、日本工業規格B0203 管用テーパねじの規格に適合するものであること。

(2) 金属フレキシブルホースの材料及び構造

- ①～④ [略]
- ⑤ 継手部分の構造は、次の(i)～(iv)によること。
 - (i) 日本工業規格B0203に規定する管用テーパねじ
 - (ii) 日本工業規格B0205—4に規定するメートル細目ねじ
 - (iii) 日本工業規格B0208に規定するユニファイ細目ねじ
 - (iv) 日本工業規格K6351 図3に規定する管用テーパめねじユニオン継手又はおねじ先端部

2. [略]

3. 燃焼器用ホースの材料及び構造

(1)～(2) [略]

(3) 継手部分の構造は、次の①から③のいずれかによること

- ① 次の(i)から(v)に定める基準に適合する迅速継手
 - (i) 形状及び寸法は、高圧ガス保安協会基準KHKS0721 附属書2 及び3に掲げる接続部の図に示すとおりであること。
 - (ii)～(iv) [略]
 - (v) プラグ又はソケットは、これらを接続する燃焼器のソケット又はプラグ(接続具を含む。)から外した場合に液化石油ガスの流出を自動的に遮断する機構を有するものであること。

<p style="text-align: center;"><u>有するものであること。</u></p> <p>② <u>J I S B 0 2 0 3</u>に規定する管用テーパねじ</p> <p>③ <u>J I S K 6 3 5 1</u>図6に規定するTU継手</p> <p>(4) [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. 接続具</p> <p>(1) ねじ接続型接続具の材料及び構造</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ ③以外の接続口と接続する取付部の構造は、次の(i)～(iv)のいずれかによること。</p> <p>(i) <u>J I S B 0 2 0 3</u>に規定する管用テーパねじ</p> <p>(ii) <u>J I S B 0 2 0 5—4</u>に規定するメートル細目ねじ</p> <p>(iii) <u>J I S B 0 2 0 8</u>に規定するユニファイ細目ねじ</p> <p>(iv) <u>J I S K 6 3 5 1</u>図6に規定するTU継手又は<u>図B. 1</u>に規定するTUおねじ先端部</p> <p>⑤～⑥ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>② <u>日本工業規格B 0 2 0 3</u>に規定する管用テーパねじ</p> <p>③ <u>日本工業規格K 6 3 5 1</u>図3に規定する管用テーパめねじユニオン継手</p> <p>(4) [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. 接続具</p> <p>(1) ねじ接続型接続具の材料及び構造</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ ③以外の接続口と接続する取付部の構造は、次の(i)～(iv)のいずれかによること。</p> <p>(i) <u>日本工業規格B 0 2 0 3</u>に規定する管用テーパねじ</p> <p>(ii) <u>日本工業規格B 0 2 0 5—4</u>に規定するメートル細目ねじ</p> <p>(iii) <u>日本工業規格B 0 2 0 8</u>に規定するユニファイ細目ねじ</p> <p>(iv) <u>日本工業規格K 6 3 5 1</u>図3に規定する管用テーパめねじユニオン継手又は<u>おねじ先端部</u></p> <p>⑤～⑥ [略]</p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	